

条約湿地

国際協力・交流ネットワークへの参加です

日本のラムサール条約湿地

1 宮島沼 2 雨竜沼湿原 3 サロベツ原野 4 クッチャロ湖 5 濁沸湖 6 ウトナイ湖 7 釧路湿原 8 厚岸湖・別寒辺牛湿原 9 霧多布湿原 10 阿寒湖 11 風蓮湖・春国岱 12 野付半島・野付湾 13 仏沼 14 伊豆沼・内沼 15 蕪栗沼・周辺水田 16 化女沼 17 大山上池・下池 18 尾瀬 19 奥日光の湿原 20 谷津干潟 21 佐潟 22 瓢湖 23 片野鴨池 24 三方五湖 25 藤前干潟 26 蘭牟田池 27 串本沿岸海域 28 秋吉台地下水系 29 中海 30 久米島の溪流・湿地 31 慶良間諸島海域 32 漫湖 33 名蔵アンバル

ラムサール条約湿地になると...

- 湿地の賢明な利用と保全の議論や取り組みが活発化します。ラムサール条約湿地になると、国際的に重要な湿地であることの情報発信などを通じて、地域の自然について、国内外の人々に関心を持ってもらうことができます。また、地域の人々が、身近な湿地や自然環境の重要性に気づき、地域を誇りに思うことができます。
- 既に登録されている湿地では、そこで国際会議やシンポジウム、ワークショップを開催して、世界からの注目を集めている例があります。
- 日本と海外のラムサール条約湿地の間で姉妹湿地の提携が結ばれるなど、地域の人々の交流や、渡り鳥の保護にかかわる技術や情報の交換が行われます。
- 湿地の保全とその賢明な利用は、途上国においても重要な課題です。ある地方公共団体は、JICA（日本国際協力機構）と提携して、途上国の湿地保全の取り組みを支持するため、各種の湿地保全に関する研修を運営しています。研修プログラムが実施されている地域では、人々と研修員の国際交流も盛んです。
- 日本では、ラムサール条約湿地を持つ市町村間の情報交換や協力などの場として、「ラムサール条約登録湿地関係市町村会議」があります。市町村によっては、湿地の保全管理などの研修事業や条約関連事業への協力を行い、地域レベルの湿地保全活動を進めています。

ラムサール条約締約国会議



ラムサール条約に加入している国のことを、締約国といいます。現在、世界で159ヶ国が加入しています(平成21年7月末現在)。日本は、1980年にラムサール条約に加入しました。ラムサール条約では、およそ3年ごとに、条約に加入している国々が集って、締約国会議が開かれます。締約国会議には地域やNGOの人々も参加し、各国の湿地の現状、保全の取り組み、今後の計画について話し合い、情報を交換します。ラムサール条約の事務局は、スイスのグランに置かれています。



第9回締約国会議会場(ウガンダ・カンパラ)